

## 企業経営における個人情報保護と プライバシーマーク制度について

講師：内藤 響

---

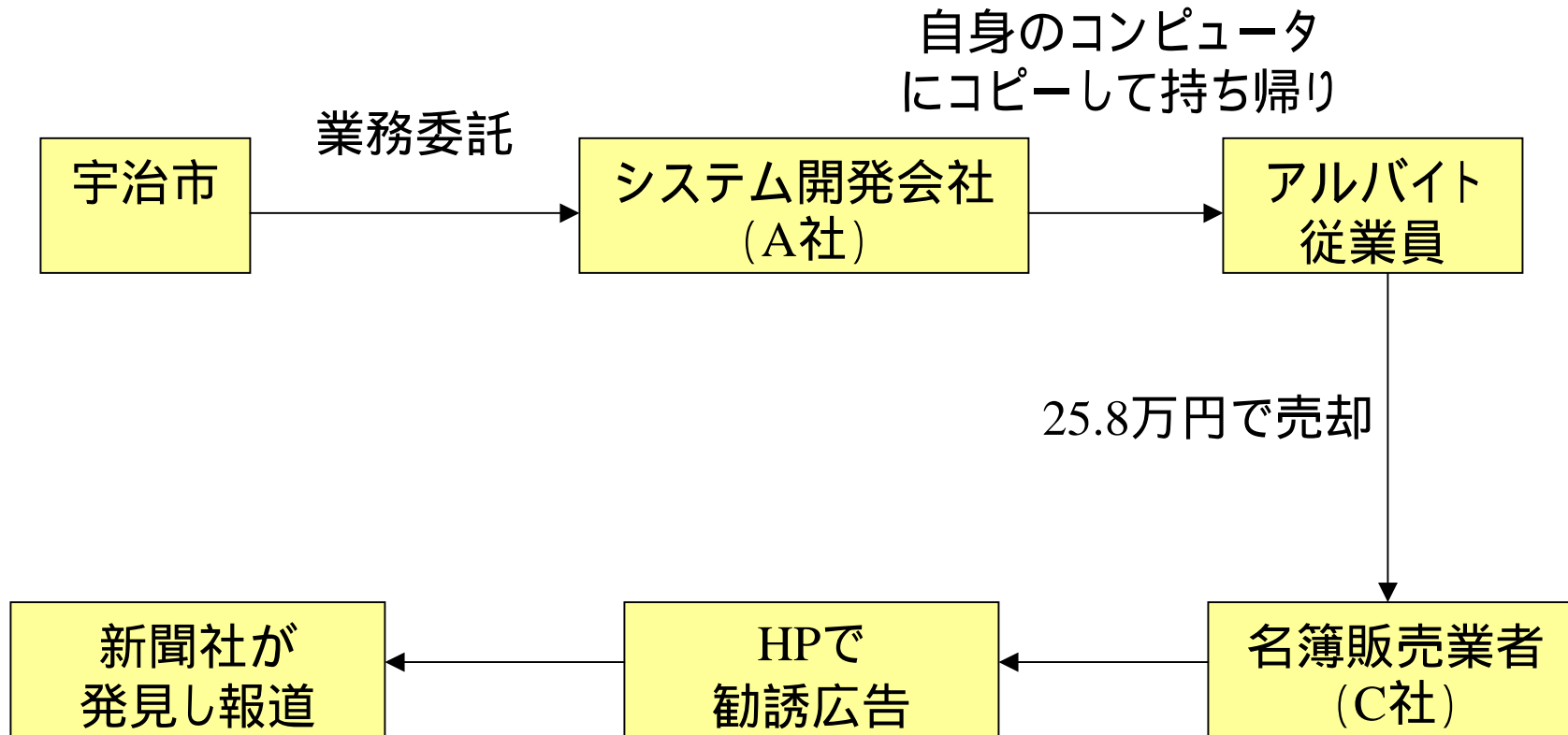
# 目次

---

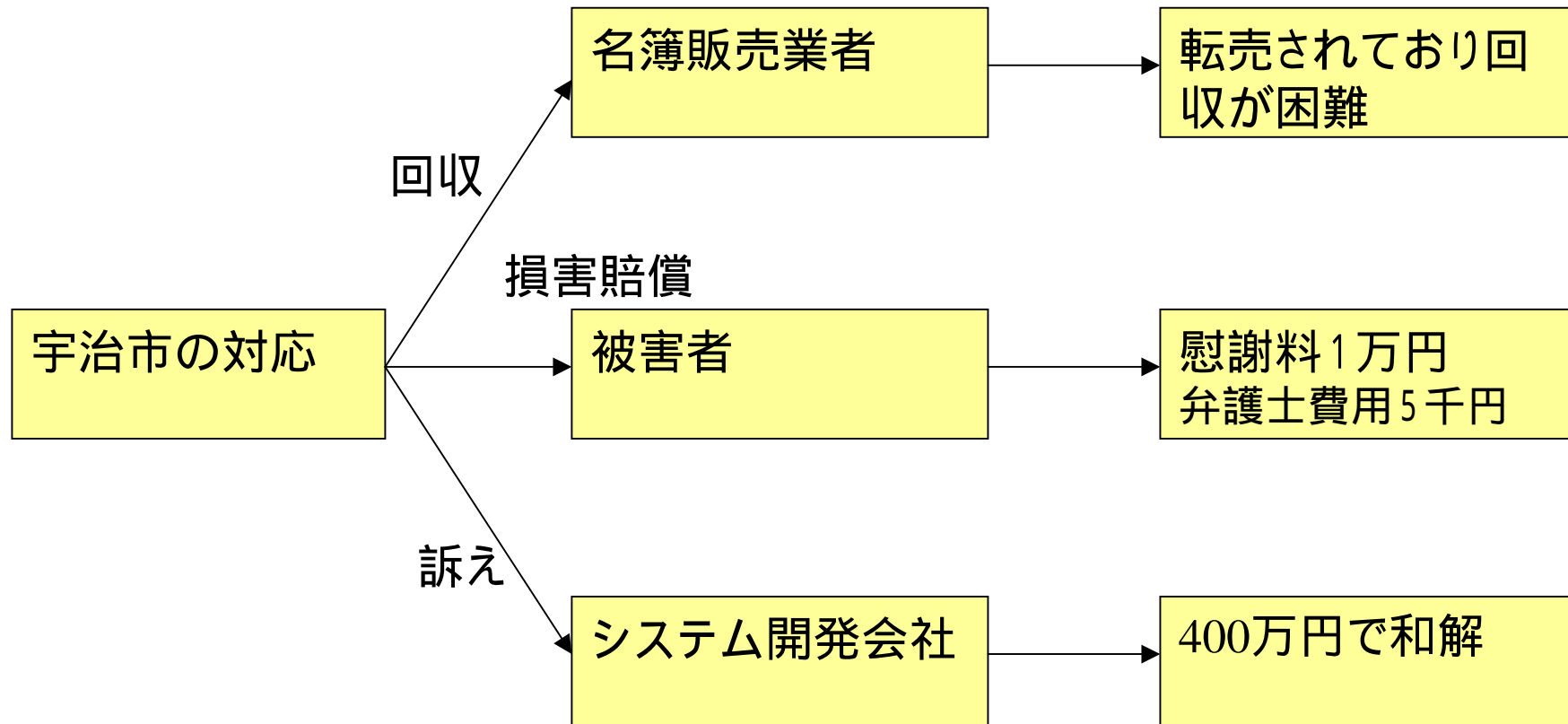
- 個人情報漏洩でどうなるか(事件の概要)
- 個人情報漏洩でどうなるか(事件の発覚後)
- 個人情報漏洩の被害額はどの程度か
- 個人情報保護の主な流れ
- 個人情報保護を取り巻く諸制度
- OECD8原則とは
- プライバシーマーク認証取得の手順
- プライバシーマーク認証取得のメリット
- プライバシーマーク料金表
- 個人情報保護対策支援

# 個人情報の漏洩でどうなるか(事件の概要)

---



# 個人情報の漏洩でどうなるか(事件の発覚後)



# 個人情報漏洩の被害額はどの程度か

情報漏洩事件	57件
被害者数(総数)	155万4,592人(前年比370%)
被害者数(1件当り)	平均30,482人(最大56万人)
被害額(総数)	280億6,936万円
被害額(1件当り)	5億5,038万円(前年比160%)

情報漏洩事件は2003年1月から12月までに発生したインターネット上で報道されたものだけを集計  
被害者(総数)は上記件数の内に被害者が判明している51件の合計  
2003年における個人情報漏洩事件のは総額で、1件あたりの平均は被害者1人あたりの損害賠償が10万円  
以上となる事件は、2002年にはなかったのに対して、2003年は19%あった。

# 個人情報保護の主な流れ

## 海外の動き

1980年

OECD 8原則  
(プライバシー・ガイドライン)

1995年

EU指令  
「十分な情報の保護規定がない国や地域に向けては、EU加盟国からの個人情報を出さないことを義務づける」

## 日本の動き

1997年

通産省  
「民間部門における電子計算機処理に係る個人情報の保護に関するガイドライン」

1998年

プライバシーマーク制度

1999年

プライバシーマーク制度のJIS Q 15001ガイドラインへの準拠

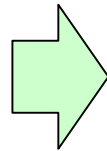
2001年

個人情報保護法

# 個人情報保護を取り巻く諸制度

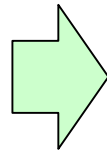
---

OECD 8 原則



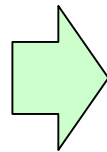
OECD(経済協力開発機構)が制定したガイドライン。国際的に個人情報保護の制度化の端緒。

個人情報保護法



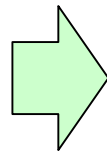
個人情報取り扱い事業者に対する法的義務。

JIS Q 15001ガイドライン



事業者の個人情報を管理する能力を高め  
ていくためのガイドライン

プライバシーマーク  
制度



JIS Q 15001に適合している事業者を認定  
する制度

# OECD8原則とは

---

## 目的明確化の原則

情報の収集目的を明確にし、その目的の達成に必要な範囲内での利用であること

## 収集制限の原則

違法かつ適正な手段で収集し、本人に通知又は同意を得て収集すること

## 利用制限の原則

収集目的に合わない情報の利用をしてはならない

## データ内容の原則

個人情報はその利用目的に沿った範囲で、データは完全で最新の状態を維持しなければならない

## 安全保護の原則

個人情報は不正アクセスや破壊、改ざん等を防止するために、合理的で適切な処正を講じること

## 公開の原則

個人情報の取扱いは公開されなければならない、取扱い責任者が対外的に明らかになっていなければならない

## 個人参加の原則

自分の個人情報のデータの所在の確認、データの訂正、修正または削除について、本人が権利を持っている

## 責任の原則

個人情報を取扱う責任者は、以上の項目について責任を持って、個人情報の取扱いを行うこと

---



# プライバシーマーク認証取得の手順

## 現状調査・分析

個人情報の特典、業務フロー、入退館状況、システム環境などを調査する。

## CPの作成

ポリシー、基本規定、詳細規定、書式類から構成される。

## 教育

CPを従業員に周知・徹底する。

## 試行運用

1～2ヶ月の運用で、問題点を洗い出す。

## 監査

監査により明確になった問題点を改善し、再試行する。

## 申請

審査機関は、プライバシーマーク付与機関である(財)日本情報処理開発協会(JIPDEC)と、同協会が認定した機関である。

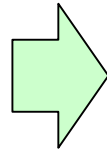
JIPDECが指定した機関には、(社)情報サービス産業協会(JISA)、(社)日本マーケティング・リサーチ協会(JMRA)、(社)全国学習塾協会(JJA)などがある。自社が上記審査機関に加盟している場合には、その協会の審査を受ける。

株式会社アイライト 無断転載・コピーを禁じます。

# プラバシーマーク認証取得のメリット

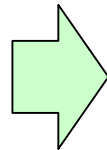
---

顧客に対して



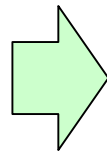
- 安心できるサービスの利用。
- 個人情報提供への警戒感の払拭。

取引先に対して



- 取引をする上での選択基準となる。
- 安心して情報を提供できる。

自社に対して



- 個人情報保護に対する意識の向上。
- 個人情報の事故に対する安全管理。
- 企業イメージの向上。

# プライバシーマーク料金表

種別	新規のとき			更新のとき		
	小規模	中規模	大規模	小規模	中規模	大規模
申請手数料	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
現地調査料	200,000	450,000	950,000	120,000	300,000	650,000
マーク使用料	50,000	100,000	200,000	50,000	100,000	200,000
合計	300,000	600,000	1200,000	220,000	450,000	900,000

## 事業所規模の区分

大規模事業者：下記の中規模事業者の規模を超える事業者。

中規模事業者：資本金、従業員何れか一方を満たせば該当する。

小規模事業者：常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むものについては5人）以下の事業者

	製造業その他	卸売業	小売業	サービス業
資本金	3億円以下	1億円以下	5千万円以下	5千万円以下
従業員	300人以下	100人以下	50人以下	100人以下

# 個人情報保護対策支援

---

## 1. 主なスケジュール

フェーズ	内容	回数
現状調査・リスク分析	個人情報保護方針の作成、個人情報の特定、業務フローの洗い出し、など	5回程度
マニュアル作成	個人情報保護マネジメントシステムマニュアルの作成、など	4回程度
仮運用・監査・申請	運用計画作成支援、内部監査、申請、現地審査是正処理、など	4回程度

## 2. 主なサービス・特典

- 1) 約30分程度の無料相談を実施中です。
- 2) 1回からの訪問も可能です。
- 3) ご契約先には、弊社が作成した電子ファイルを提供します。

## 3. 料金

1回の訪問(概ね3時間程度)で、10万円(税込み、10万5千円)。